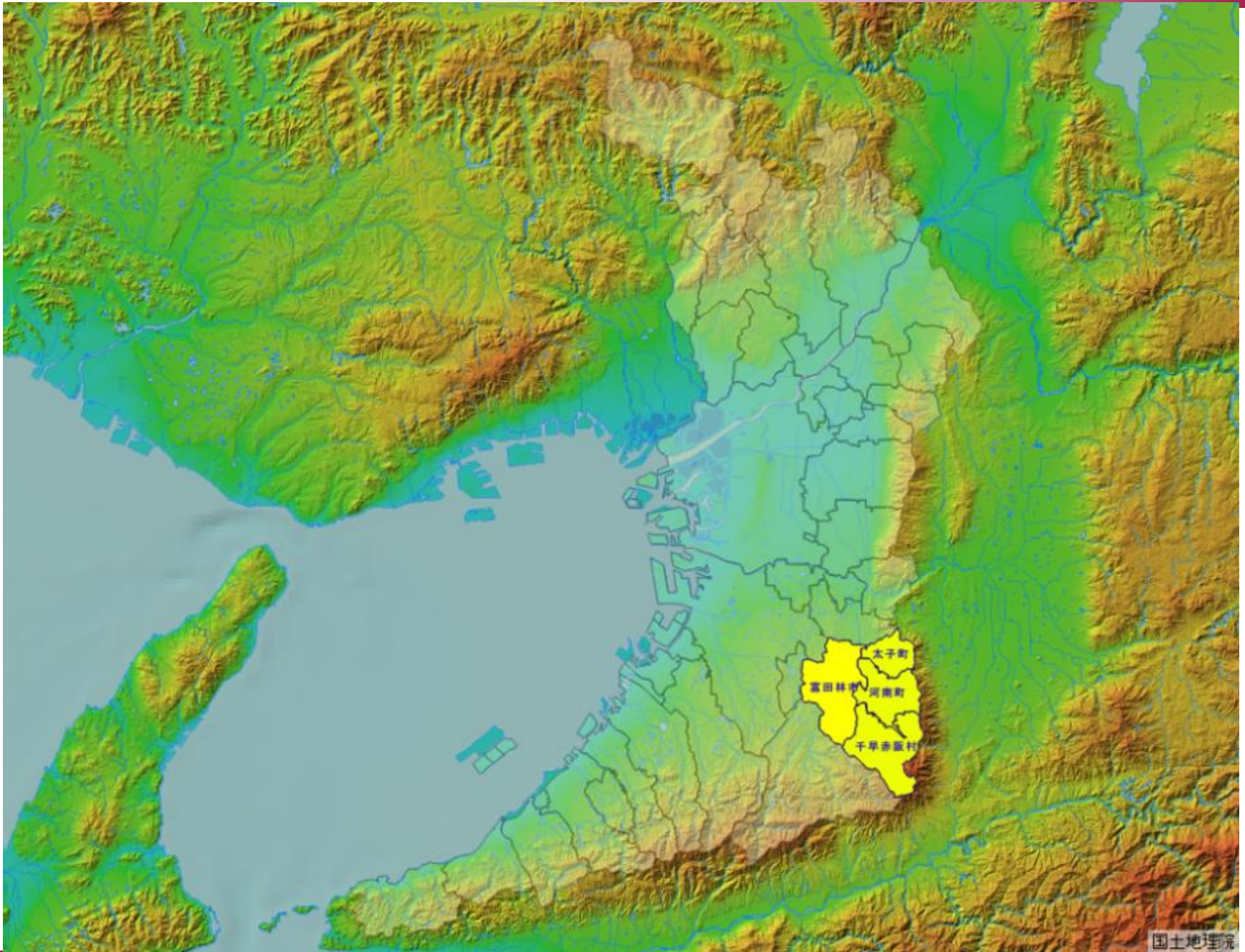
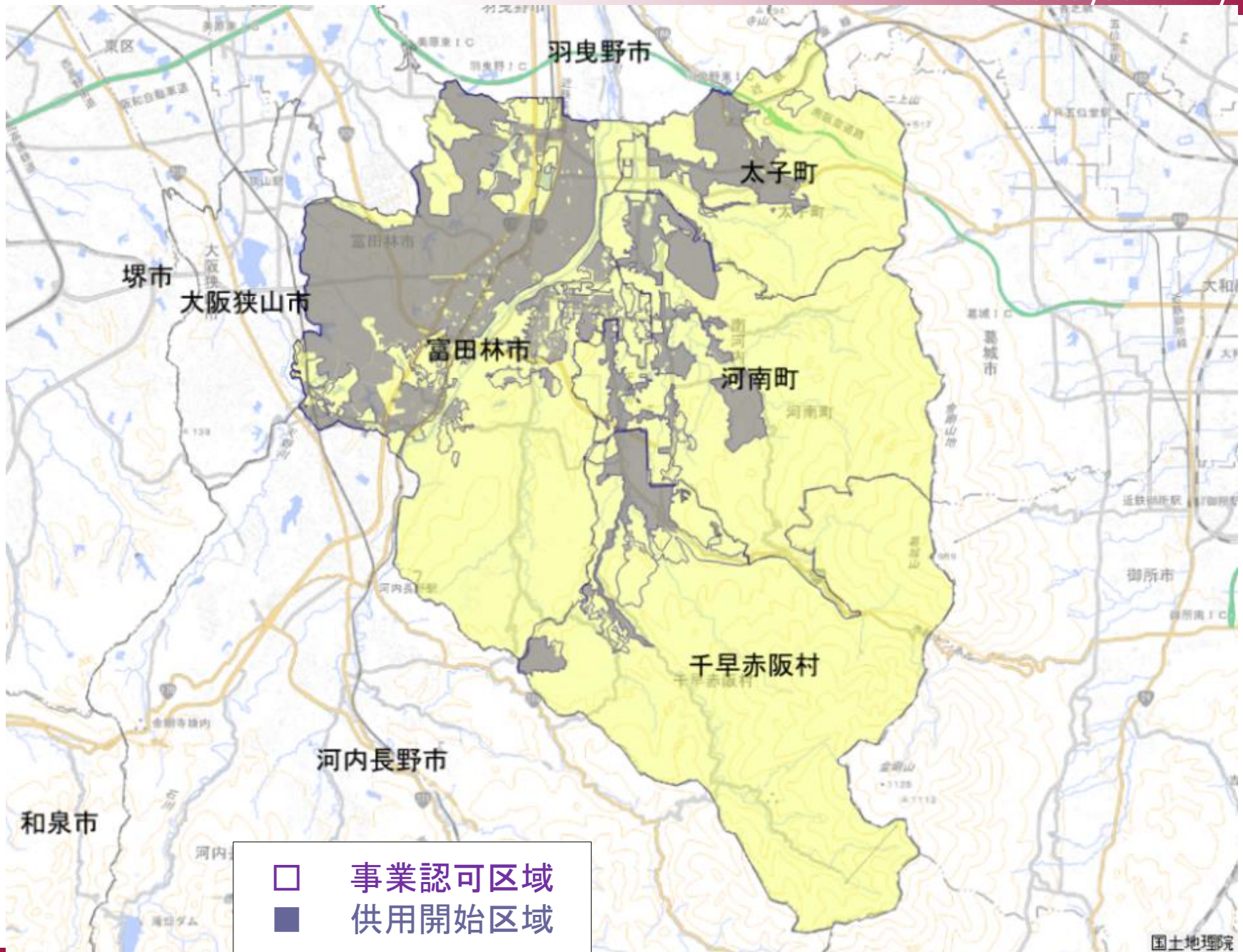


南河内4市町村下水道事務の広域共同化

広域化協議に向けて





南河内4市町村の現状

市町村名	行政データ				下水道データ				管路延長 (m)
	行政面積 (ha)	市街化 区域 面積 (ha)	調整 区域 面積 (ha)	行政 人口 (人)	普及 人口 (人)	計画 面積 (ha)	排水 面積 (ha)	普及率 (%)	
富田林市	3,972	1,588	2,384	115,601	100,952	2,851	1,594	87.3	374,970
太子町	1,417	238	1,179	13,958	13,183	793	239	93.5	58,241
河南町	2,526	241	2,285	15,941	14,249	411	349	90.2	74,910
千早赤阪村	3,730	130	3,600	5,715	4,325	266	193	75.2	32,164
4市町村計	11,645	2,197	9,448	151,215	132,709	4,321	2,375	87.8	540,285

- ・ 人口減少社会到来による下水使用料収入の減少
- ・ 老朽化施設が急増することによる維持管理費と更新費用の増加
- ・ ベテラン職員の退職と組織体制縮小による技術継承の困難化
- ・ 厳しい経営状況での住民サービスの維持・向上

下水道事務広域化検討の必要性

- ・ 職員数の削減が進む中で、市町村が抱える課題に対し、各市町村が単独で対応していくには限界がある。
- ・ 下水道事業の執行体制を確保し、適切な維持管理を支える技術基盤の確立と整備・管理の効率化による経営基盤を構築するためには、広域的な連携・協力が有効な手段であり、事務の広域化の検討が今後必要不可欠となる。

広域化協議会の発足までの経過（2015/12 ～ 2016/8）

① 発案自治体内部の調整

- ・ 発案自治体において協議会制度の活用に関する検討開始。
- ・ 市長・副市長等への必要性の説明と了承取付。



② 参加要請市町村との調整

- ・ 広域連携参加予定市町村下水道担当者に広域化検討を打診。
- ・ 広域連携参加予定市町村下水道首長への広域化検討を要請。



③ 都道府県・国等との調整

- ・ 都道府県・国等に広域化検討への協力を要請。



④ 準備会の設立

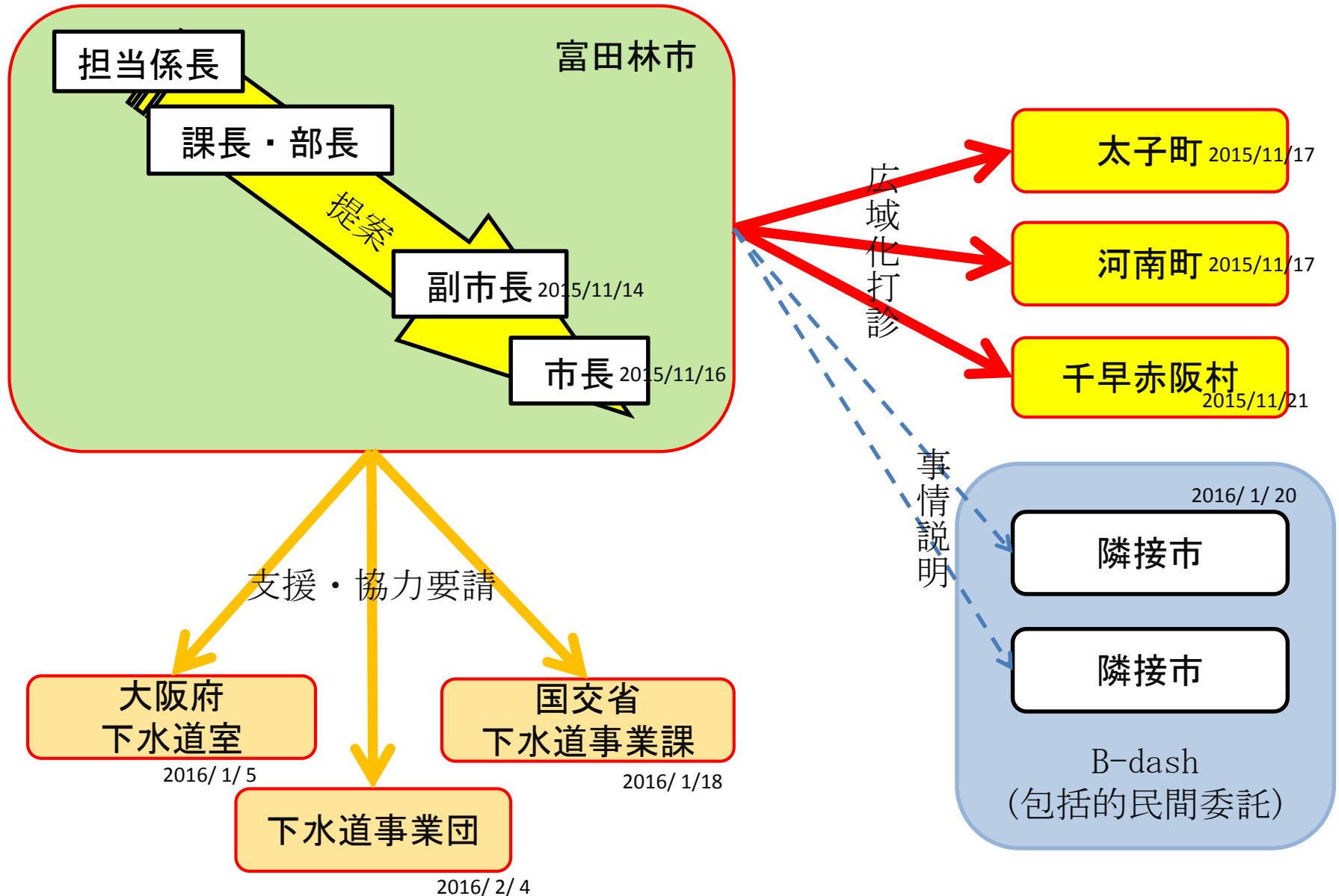
- ・ 係長等担当者会議で協議会設立に向けて現状課題等整理。
- ・ 協議会設立の趣旨、目的等の説明資料を作成。



⑤ 協議会の設立

- ・ 協議会開催に向けた準備調整。
- ・ プレス向け資料作成

広域化協議会に向けた調整



協議会発足までの経過と調整事項等

	時 期	調整事項等
	平成27年7月	下水道法改正施行により、下水道管理の広域、共同化を促進するための <u>協議会制度が創設</u> される。(31条の4)
①発案自治体 内部の調整	平成27年8月	富田林市下水道課で協議会制度の利用について検討開始。
	平成27年12月	富田林市下水道課の担当者が富田林市長、副市長に<u>広域連携の必要性を説明</u> 資料は以下の通り。 ・下水道施設の老朽化などの状況や周辺市町村を含めた技術職員減少の状況 ・下水道法に基づく協議会制度及び地方自治法に基づく連携制度の紹介 ・連携の有効可能性の定性的資料（定量効果などは含んでいない） 富田林市長が広域化検討を了承し、下水道課の担当者に対して、広域化検討の提案を3町村に打診するように指示する。
②参加要請市 町村との調整	2～3日後	富田林市下水道課の担当者が <u>3町村の下水道担当者に広域化検討について打診</u> 。各市町村の担当者が各町村長に富田林市からの広域化検討の打診について説明し3町村長が了承する。
③都道府県・ 国等との調整	平成28年1月上旬	富田林市下水道課の担当者が、 <u>大阪府下水道室に広域化検討提案について説明</u> し了解される。
	平成28年1月中旬	富田林市下水道課の担当者が<u>国交省下水道部下水道事業課に説明</u>。 富田林市下水道課の担当者が環境省浄化槽推進室に説明し、浄化槽市町村整備推進事業の広域化対応を提案。
	平成28年2月上旬	富田林市下水道課の担当者が <u>下水道事業団に参加を要請</u> し、事業団はオブザーバー参加を了解される。

協議会発足までの経過と調整事項等

	時 期	調整事項等
④準備会の設立	平成28年2月下旬	<u>担当者会議</u> を開催。（現状と課題等について等） 担当者会議のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成
	平成28年3月上旬	<u>第1回準備会</u> を開催。（協議設立の趣旨・意見交換会等） 準備会のメンバーは、各市町村の課長補佐・係長レベルの者で構成。大阪府都市整備部下水道室、国土交通省近畿地方整備局建政部、日本下水道事業団も参加。
	平成28年4月下旬	第2回準備会を開催。（協議会設立の趣旨等について）
	平成28年5月中旬	幹事会を開催。（協議会説明資料について等） 幹事会のメンバーは、各市町村の部課長レベルの者で構成。下水道法に基づく協議会は検討を行うための協議会であり、実施を前提とした仕組みではないことを理解いただけるよう説明する。
	平成28年5月下旬	第1回作業部会にて市町村間の事務手順等の調整を図るための棚卸し（ <u>DMM分析</u> ）を実施。（初回は排水設備事務） 作業部会のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成。
	平成28年6月下旬	第2回作業部会にて事務（排水設備）手順の図式化（ <u>D F D分析</u> ）を実施。
	平成28年7月上旬	第2回幹事会を開催。（首長説明の内容確認・協議会打合）
	平成28年7月下旬	第3回作業部会を開催。（その他事務のDMM分析等）
⑤協議会の設立	平成28年8月5日	<u>南河内4市町村下水道事務広域化協議会発足</u> 。 協議会の構成員は4市町村長その他、協議会が必要とするものとして大阪府都市整備部下水道室長、国土交通省近畿地方整備局建政部都市調整官とし、アドバイザーとして日本下水道事業団近畿・中国総合事務所次長が参加。国交省下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長が基調講演。

広域化協議会の設立

- (名 称)第1条 この会の名称は「南河内4市町村下水道事務広域化協議会」(以下「協議会」という。)とする。
- (目 的)第2条 協議会は、下水道事業(以下、浄化槽市町村整備推進事業を含む。)の事務を継続的に安定して実施するために必要な広域化による事務の集約等を共同して検討することを目的とする。
- (構成員)第3条 協議会は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村それぞれの公共下水道事業管理者を構成員とする。
- 2 前項のほか、国及び関係地方公共団体並びに下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者、その他協議会が必要と認める者を構成員として加えることができる。
 - 3 協議会は、下水道法第31条の4に基づくものとし、構成員は会議により調った事項についてその結果を尊重するものとする。
- (役 員)第4条 協議会に次の役員を置く。会長 1名 会長代理 1名
- 2 会長は、前条第1項構成員の互選とし、協議会を代表し会務を総理するとともに、会議の議長を務める。
 - 3 会長代理は、前条第1項構成員の中から会長があらかじめ指名し、会長に事故等があった場合に会長の職務を代理する。
- (会 議)第5条 協議会における重要事項は、構成員による会議により決定する。
- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、決定は構成員の合意によるものとする。
 - 3 構成員は、自らに代えてその職員の中から代理を立て会議に参加させることができる。
- (幹事会)第6条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、原則として下水道事務責任者で構成し、会議に諮るべき事項の調整並びに協議会における軽易事項の決定を行う。
 - 3 幹事会は、広く知見を求めるため、幹事会が認める者の参加を求めることができる。
- (作業部会)第7条 協議会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、原則として下水道事務担当者で構成し、幹事会の指揮の下で第2条に定める目的を実現するための事務作業を行う。
 - 3 作業部会は、広く知見を求めるため、幹事会が認める者の参加を求めることができる。
- (事務局)第8条 事務局は、会長が属する公共下水道事業に置き、協議会の庶務を行う。
- (補 足)第9条 この会則に定めのない事項については、重要事項は会議で、軽易事項は幹事会において決定する。
- 附 則 (施行期日) この会則は、平成28年8月5日から施行する。





協議会

4市町村長
近畿地整都市調整官
大阪府下水道室長

幹事会（方針の検討・作業部会の指揮）

4市町村部課長
近畿地整課長補佐
大阪府下水道室企画経営総括



作業部会（市町村間調整・課題整理等の事務作業）

4市町村担当
近畿地整係長
大阪府下水道室企画経営担当

アドバイザー：
日本下水道事業団



業務支援：コンサルタント（国土交通省支援）

作業部会のイメージ

下水道ってどんな
事務があるの？
あらためて言われ
ると・・・



時間外には。
何よりも大切な、
「仲間意識」の
醸成も図った。



個々の事務の手順まで
確認することで、事務
ごとの共同化の難易度
が整理できた。

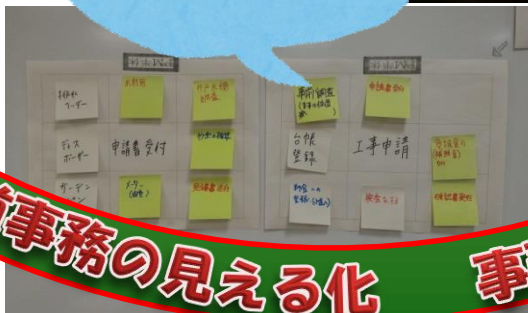


事務の書き出し

4市町村がそれぞ
れに、どんな事を
行っているのかを
確認できた。



DMM機能分析表として
まとめることで、共
同化における事務の
イメージを共有できた。



付箋紙

事務の分類と整理

さらに、事務の分類
作業を通じて、「事
務手順」や「用語の
意味」の違いが理解
できた。



用語や意味のすり合わせ

事務体系を再構築



事務フロー作成

下水道事務の見える化

第2回南河内4市町村下水道事務広域化協議会(平成29年9月9日)資料

(1) 協議会設立までの経緯

■現状

- ①ベテラン職員の退職
- ②老朽化施設の急増
- ③人口減少
- ④組織体制の縮小

■課題

- ①住民サービスの低下の懸念
- ②維持管理費用の増加
- ③使用料収入の減少
- ④下水道技術の継承

■解決方法

市町村の枠を越えた広域的な連携・協力が有効

南河内4市町村
下水道事務広域化協議会の設立(H28.8.5)

■目標・効果

- ①住民サービスの維持・向上
- ②下水道事務の効率化
- ③下水道職員のレベルアップ
- ④技術継承

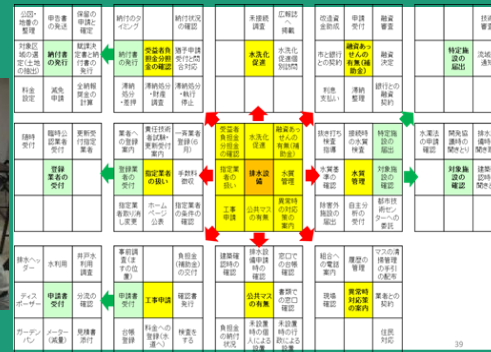
■協議会構成員



(2) 広域連携業務の検討

■検討手法

作業部会での業務分析により、主な下水道事務である【計画】【工事】【排水設備】【維持管理】【調査】【経理】について事務事業の抽出を行い、業務の流れを「フローチャートで見える化」し、広域連携の対象業務を選定した。



(3) 広域連携の実現に向けて

協議済

事務事業の分析・整理

広域化事務の抽出・選定

今後の協議

事務量の把握

効果分析・検証
(メリット・デメリット)

連携手法の検討

事務・費用負担方法等の検討

広域化合意後

広域事務の準備

広域化事務の実施

■執行体制のイメージ

現在



各自治体での日常業務

広域化



共同事務

各自治体の職員が一つの場所に集まり日常業務

■広域連携について可能性が見えてきた業務

業務項目	主な業務内容	広域連携の可能性	広域連携に伴う効果
①計画	下水道の整備・維持管理に関する計画策定	高い	4市町村での計画策定、パッケージ化が図れる
②工事	設計・積算・現場管理	高い	設計・積算事務の共同化が図れる
③維持管理	下水道施設の維持管理	高い	緊急時に統一窓口での対応が図れる
④排水設備	工事申請受付、検査	高い	台帳統合により申請窓口の統一化が図れる
⑤調査	国及び府からの調査業務	高い	基礎数値の共有により統一作業が可能
⑥経理	決算関係、起債申請、一般会計繰入事務	中長期的な検討が必要	会計制度が異なるため

(4) 今後の取り組み

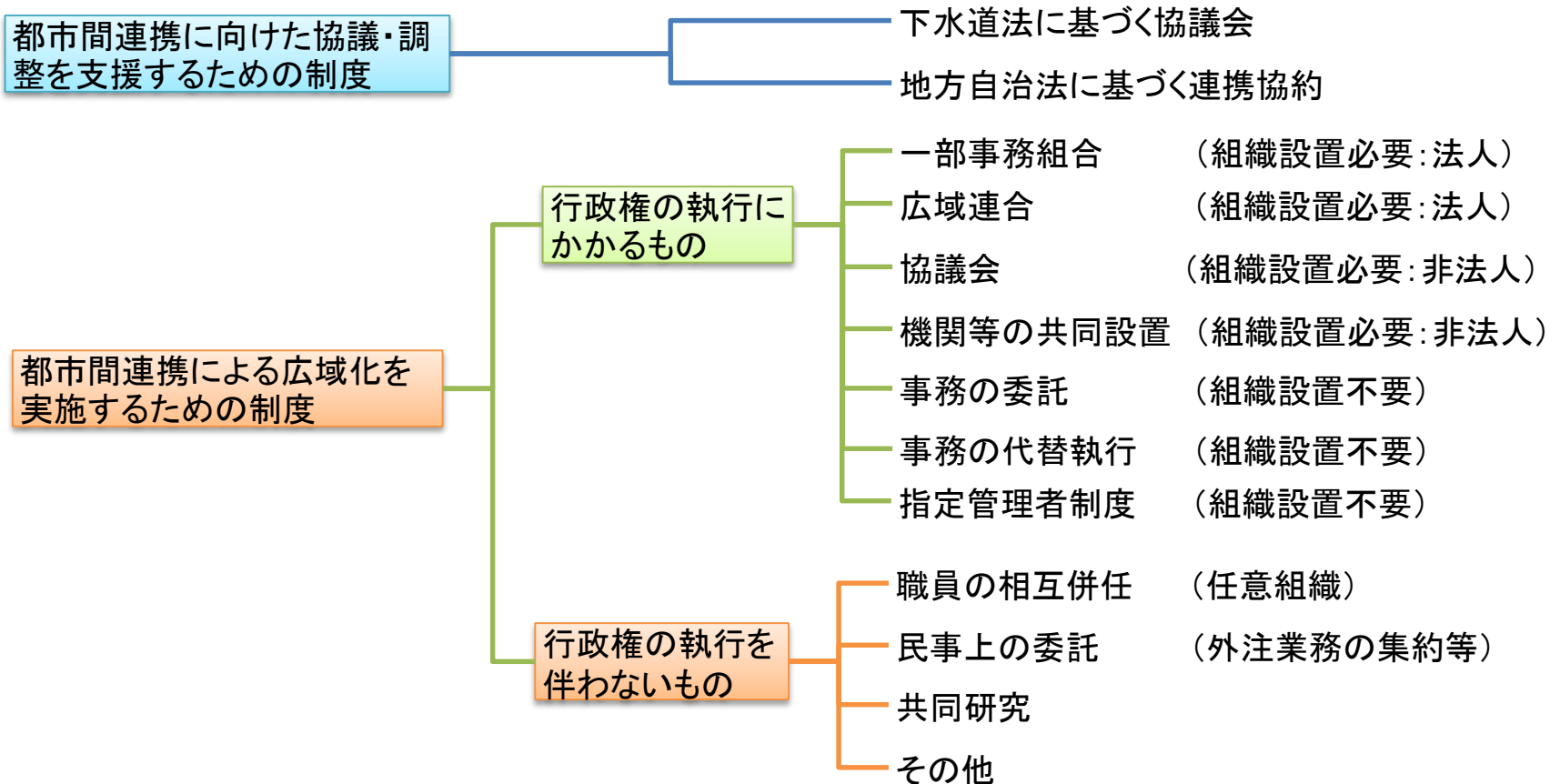
平成30年4月1日の事業開始をめざし、今後さらなる検討を進める。また、役割や費用負担についても、随時調整を行い段階的に協議を進める。

広域連携手法の検討

広域連携手法の抽出

広域連携の手法は、都市間連携に向けた協議・調整を「支援する」ための制度と都市間連携による広域化を「実施する」ための制度に大別される。以下で広域化を「実施する」ための制度について抽出を行った。

事務処理の共同処理において広域化を実施するための制度は、大別して「行政権の執行にかかるもの」と「行政権の執行を伴わないもの」に分類される。「行政権の執行にかかるもの」は各議会の承認を得る必要があるため、手続きに時間を要する。「行政権の執行を伴わないもの」は議会承認が不要であり、関連事業体間での覚書や協定等の締結のみのため、比較的容易に事務の共同処理が実施できる。



※ 「行政権の執行」とは、個人等に対する義務、権利の制限、許認可処分など公権力行使となる法律行為を指し、業務発注、調査研究、事務処理等の事実行為は行政権の執行には含まない。

連携手法の形態と南河内4市町村における適用

① 「行政権の執行にかかる法律行為」

同じ手続きで実施している行政権の執行にかかる事務を広域化する。⇒事務の委託による効率化

② 「行政権の執行を伴わない事実行為」

行政権の執行を伴わない業務委託等の事務を1市町村に集約して実施する。なお、受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど、技術学習の機会の確保に努める。⇒民事上の委託による効率化と技術継承

③ 「課題検討・研究」

事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探る。⇒共同研究による技術継承

	① 事務の委託	① 民事上の委託	① 共同研究
概要	法律行為の共同化	事実行為の共同化	課題・知見・技術の共有化
説明	行政権の執行にかかる排水設備に関する許認可等、広域化が容易な事務から、順次事務の委託を実施して事務の広域化を推進する。さらに事務のパッケージ化を進めてさらなる広域化を図る。	行政権の執行を伴わない外注業務等を1市町村に集約して実施する。なお受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど広域全体の技術力の維持向上を図る。	事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探り、広域全体の事務・技術力の維持向上を図る。
想定される実施体制	地方自治法の定めに基づき、3町村が富田林市に事務を委託する。	民事上の契約として町村が富田林市に業務を委託し、富田林市に業務を集約して実施する。	会場を持回りするなど、参加しやすい環境を醸成し、広域化推進に向けた課題検討・研究会を定期的開催する。

- a. 実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの。⇒短期での実施
- b. 実施に向けて法手続き等が必要なもの。⇒中期での実施
- c. 実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの。⇒長期での実施

想定される広域化の段階と事務項目

		短 期	中 期	長 期	摘 要
広域化の段階		法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
目標年次（例示）		2018～2022※ ¹	2021※ ¹ ～2022※ ¹	2023※ ¹ ～	※ ¹ 未定
広域化の手法	共同研究 （基本協定）	業務継続計画（BCP） 緊急対応（非常時） 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整			課題検討・研究会を定期的に開催
	民事上の委託 （基本協定） & （個別委託契約）	水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃	各種計画・工事設計（多岐展開） 各種システム構築（施設台帳等） 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理（通常時対応、合特対象） 維持管理（異常時の対応案内、ハザードマップ等） マンホールポンプの維持管理（合特対象）	富田林市に業務を集約
	事務の委託 （事務委任規約）		排水設備指定業者登録	排水設備（公共ますの有無確認、確認申請等） 占用、開発協議 計画・調査	富田林市に事務を委託

広域事務の実施に向けて

これまでの検討を踏まえた今後の方向性

1 各種システムの連携について

広域化においては、下水道の各種事務の基礎資料となる下水道台帳システム、業務や工事発注に関する積算システム、公営企業会計の費目設定等に関する会計システムなどの各種システムについて、そのデータ仕様等の共通化を図る必要がある。

2 技術継承について

地方自治法による事務の委託と民事上の委託は、一般的には受託自治体の責務で事務が実施され委託自治体が業務内容に関わるものがなくなるため、委託自治体においては技術が継承できなくなる。広域化において構成市町村全体の技術力の維持継承を図るためには、受託した事務の各種協議等に委託自治体も参加できる環境を整える必要がある。

3 費用負担割合について

事務項目ごとに各市町村の業務割合が異なるが、事務項目ごとに費用負担割合を算定するにつき、構成市町村の事業量がその算定根拠として利用されることが想定される。なお、個別の業務に関して受委託する場合は、その都度、その業務数量により設定することも考えられる。

4 行政権の有無による広域化手法の違いについて

行政権の執行にかかる事務の委託を行う場合、委任規約等の範囲内において委託自治体の行政権は受託自治体に移動し、委託自治体は当該事務を管理執行する行政権を失うこととなる。また事務の代替執行を行う場合、委託自治体の行政権は受託自治体に移動せず、受託自治体は委任規約等の範囲内において、委託自治体の行政権を代替執行することとなる。したがって、事務の委託や事務の代替執行については、行政権の移動(委譲)や代替執行に関して地方自治法の定めによりそれぞれの議会承認や知事への届出が必要となる。

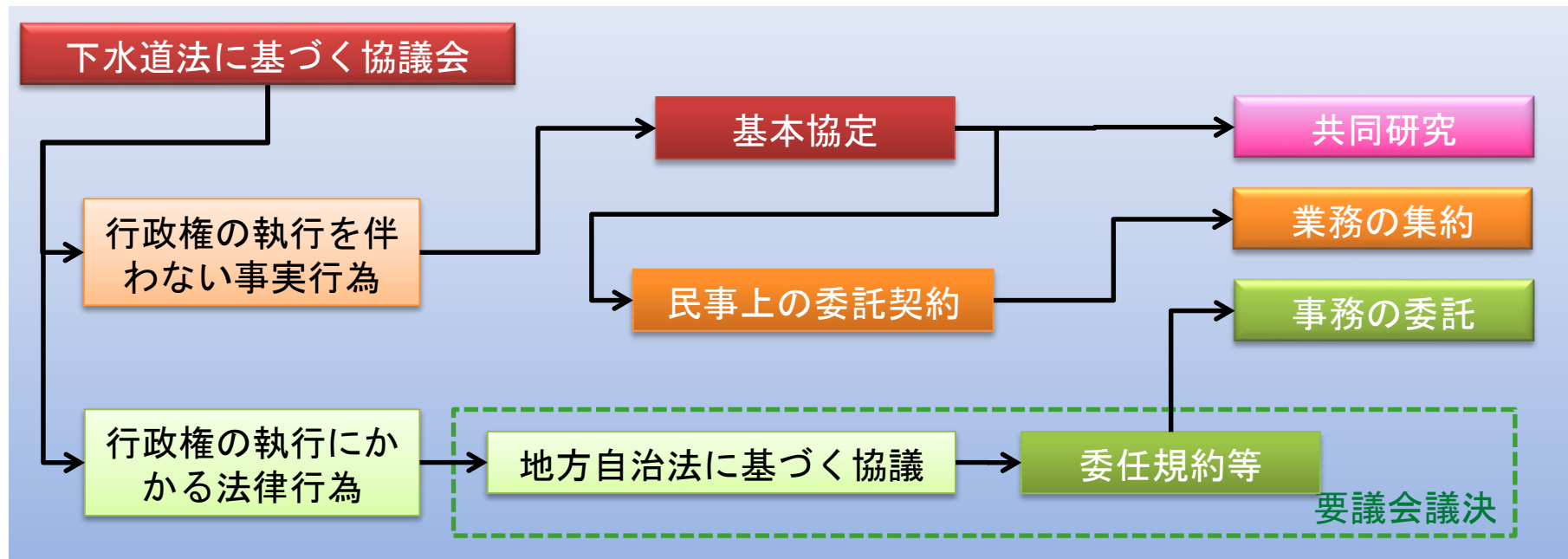
一方で、行政権の執行を伴わない事務については、民事上の委託も認められていることから、事務の広域化においては、事務項目ごとに行政権の有無（法律行為と事実行為）を確認して、広域化手法を選択する必要がある。

下水道法による協議会のスキーム

下水道法第31条の4に基づく本協議会の目的は、南河内4市町村における下水道事務の広域化の可能性を検討することであり、2年間の協議を経て広域、共同化が可能な事務を抽出した。

今後広域化が可能な事務について順次具体的な協議、検討、実施に移行するに当たり、広域事務を進めるための基本合意を行う必要がある。

なお地方自治法に定める事務の委託、代替執行等の行政権の委譲、代替執行等にかかる事務に関する協議に関しては、同法の関連条項に基づき協議を行う必要があることから、下水道法第31条の4に基づく本協議会の合意の範囲は、行政権を伴わない事務の広域、共同化に限るものとする。



富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「4 市町村」という。）は、平成28年8月5日に下水道法第31条の4に基づいて設置した南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会の検討を受けて、下水道事務の相互連携に係る基本的な方針を定めるため次のとおりの基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、下水道事業（以下、浄化槽市町村整備推進事業を含む。）に係る事務の相互連携を図ることで下水道事業を継続的に安定して実施することを目的とする。

（基本方針）

第2条 4 市町村は、前条の目的を達成するために、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する事務及び役割分担）

第3条 4 市町村は、次に掲げる事務について連携する。

（1）技術を継承するための共同研究

（2）アウトソーシング等業務の集約に係る共同処理

2 前項の他、地方自治法第252条の14の規定による事務の委託又は同法第252条の16第1項に規定する事務の代替執行により事務の処理を行う場合は、この基本協定とは別に、同法に基づく規約の作成等の手続きを行うものとする。

（事務の執行及び費用負担等）

第4条 4 市町村は、前条第1項に規定する事務の執行に当たっては、相互に協力し補完し合うものとする。

2 前条第1項に規定する事務の執行に係る費用負担については、事務の内容に応じて4 市町村が応分に負担するものとし、その額については別途協議の上定めるものとする。

（協議）

第5条 4 市町村は、相互連携について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うものとする。

（疑義）

第6条 この基本協定の内容に疑義が生じた場合は、4 市町村が協力して解決するものとする。

附 則

この基本協定は、締結の日から効力を生じる。

この基本協定の締結を証するため、基本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 3月15日

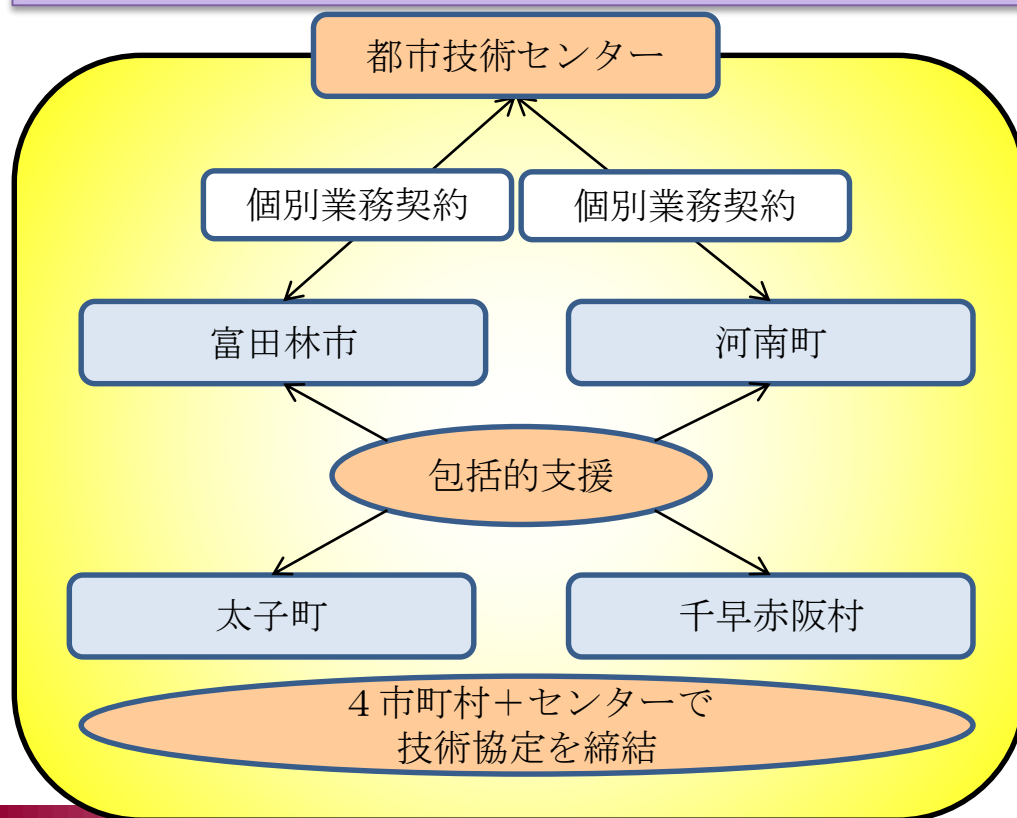
富田林市長	多	田	利	喜
太子町長	浅	野	克	己
河南町長	武	田	勝	玄
千早赤阪村長	松	本	昌	親

平成30年度の取組予定

共同研究	BCP	緊急時に役立つものにするための課題検討を行い、網羅版の策定をする。
	下水道台帳データ	フリーGIS (QGIS) をインストールできる環境をそれぞれ確保し、管路データの共有化を実現する。またそのデータを下水道データバンクにアップする。
	ストックマネジメント計画	ストマネ計画の策定に掛かるまでの準備工程について、学習会を開催し、理解を深める。また、先行する市の長寿命化-不明水対策について3町村に取組内容の説明を行う。
	不明水対策検討	
	公営企業導入調整	河南町が31年4月に、太子町が32年4月に移行予定につき、不明事項等に関する相談会を行う。
民事上の委託	事業場排水規制	事業場排水規制に関する包括的支援を目的とした協定(4市町村+都市技術センター)を締結し、水質規制に関する知識向上のための講習会を実施する。
事務の委託	排水設備指定業者登録	排水設備の事務委任に関して、31年度夏を目途として条例改正案を作成する。
	排水基準等条例改正	基準の差異を取り纏め、31年度夏を目途として条例改正案を作成する。

事業場排水規制の広域化・共同化を実現(共同発注＋共同研究)

- 広域化・共同化の効果及・メリット
 - ✓ 隣接自治体間で統一的で公平な事業場指導が実施できる。
 - ✓ 新規の事業場があった場合においても、法律と具体的な実施例に基づいた有効な指導や、必要に応じた講習会の開催等で市町村職員への知識移転が実行できる。
- 市町村の経費削減
 - ✓ 各市町村単独でこの業務を担当する職員を配置すると人件費がかかるが、隣接自治体間で行うことで効率的実施を行うことでコスト削減ができる。
- 隣接自治体の職員の技術力が高まり、スキルアップができる
 - ✓ 隣接自治体の関係職員一同に講習会・研修会を実施することが可能となり、技術力アップに貢献することが可能となる



一般財団法人都市技術センター

昭和53年9月 財団法人大阪市下水道技術協会設立

平成19年7月 大阪市都市建設技術協会一部事業継承

平成20年4月 大阪府下水道技術センター事業継承

平成23年4月 名称変更

平成25年4月 都市工学情報センター一部事業継承

平成26年4月 大阪市道路公社一部事業継承

平成28年7月 クリアウォーターOSAKA株式会社設立※

あとがき

我々は、全国初の事例として下水道事務の広域化に取り組んでいます。その中で、連携先の自治体の思惑の確認や、府や国交省の意向との調整に苦労がありました。担当者同志は作業部会の中で親しくなっていけるのですが、それぞれの自治体が背景として持つ有形・無形の意思の調整は幹事会で行いました。特にプレスリリースの調整には多くの時間を費やしました。

下水道法の協議会制度は議会案件ではないので議会への報告義務はありませんが、報道ニュースとなるような行政情報は、やはり議会への事前説明が必要と考えます。下水道法の協議会は広域化の可能性を探るための場であり、協議の開始時点では、最終目標も見えていません。議会に対してそれをどのように伝えるのか、質問に対してどのように答えるべきなのか。構成市町村のそれぞれの議会对応のわずかな違いが眼前の壁として立塞がったこともありました。

準備会を含めて2年が経過し、ようやく一つの方針「広域化事務の開始」にたどり着きました。今後も協議会は継続し、事務レベルでの協議と学習機会の確保はますます重要になっていきます。「全国初」という冠に恥じることがないように、進んでいきたいと願っています。

ご清聴ありがとうございました

大阪府富田林市上下水道部下水道課
0721-25-1000 gesui@city.tondabayashi.lg.jp